

三重県廃棄物処理計画の平成 28 年度点検・評価

平成 30 年 3 月

三重県環境生活部廃棄物対策局

目 次

1. 三重県廃棄物処理計画	
1-1 はじめに-----	1
1-2 計画の性格-----	2
1-3 計画の期間-----	3
2. 本県における廃棄物処理の状況	
2-1 一般廃棄物（ごみ）-----	4
2-2 産業廃棄物-----	12
3. 取組方向及び目標値-----	19
4. 取組の状況	
4-1 平成 28 年度の取組概要と成果、残された課題-----	20
4-2 平成 29 年度の取組方向-----	21
5. 平成 28 年度当初予算	
5-1 廃棄物の 3 R と適正処理の推進-----	23
5-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と是正措置の推進-----	24
6. 三重県廃棄物処理計画の数値目標に係る実績-----	25
（参考）進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法-----	26
7. 三重県廃棄物施策推進会議における評価-----	27

1. 三重県廃棄物処理計画

1-1 はじめに

都道府県は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第5条の5の規定により、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成13年5月7日環境省告示第34号、以下「国の基本方針」という。）に即した廃棄物の減量や処理等に関する計画を策定することとされています。

本県では、廃棄物処理法に基づき、昭和48年から三次にわたり三重県産業廃棄物処理計画を策定し、産業廃棄物の適正処理のための施策を推進してきました。その後、平成12年の廃棄物処理法改正を受け、産業廃棄物に加え一般廃棄物を含めた総合的な三重県廃棄物処理計画を平成16年3月と平成23年3月に策定し、廃棄物の発生抑制（リデュース Reduce）、再使用（リユース Reuse）、再生利用（リサイクル Recycle）の3Rと適正処理の施策を推進してきました。

前計画が平成27年度で計画期間が満了するため、循環型社会の構築に向け、平成28年度以降において廃棄物の3Rと適正処理を推進していくための計画を平成28年3月に策定しました。本計画では、廃棄物の3Rと適正処理を進め、環境の保全と安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目し、廃棄物を貴重な資源やエネルギーとして活用するとともに、協創による最適な規模での地域循環の形成に取り組むことにより、低炭素社会や自然共生社会につながる循環型社会の構築をめざすこととしています。今回、平成28年度に実施された取組や施策の進捗状況についてとりまとめました。

1-2 計画の性格

本計画では、循環型社会の構築に向け、今後の本県における廃棄物処理などに関する基本的な事項について定めています。

なお、平成 27 年 7 月の廃棄物処理法改正により廃棄物処理計画に定める事項とされた、非常災害時の廃棄物への具体的な対応については、東日本大震災や紀伊半島大水害から得られた知見や国の災害廃棄物対策指針などを踏まえ策定した三重県災害廃棄物処理計画（平成 27 年 3 月）によることとし、本計画においては災害廃棄物処理体制の整備に向けた目標や施策について定めています。

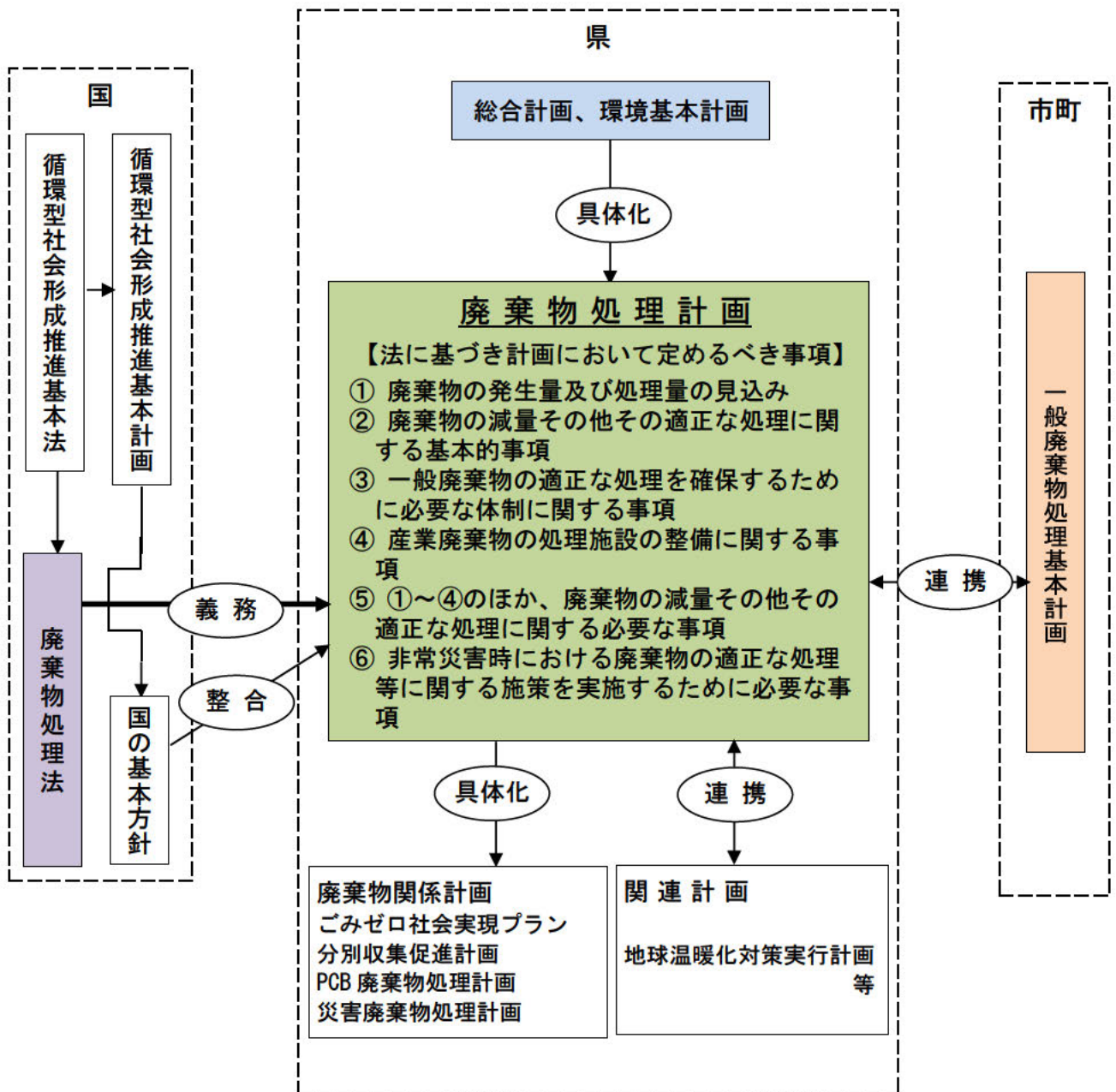


図 1-2-1 廃棄物処理計画と関連する計画等との関係イメージ

1-3 計画の期間

本計画では、循環型社会の構築という中長期的な課題への対応が必要なことから、おおむね10年先を見据えつつ、今後の社会環境の変化に柔軟に対応していくため、計画期間は5年間（平成28年度～平成32年度）としています。

また、計画期間の最終年度となる平成32年度に達成すべき数値目標を設定しています。

なお、廃棄物政策上の大きな社会状況の変化があった場合や、本県の総合計画や環境基本計画などの関連計画が改訂される場合にあっては、必要に応じ本計画の改訂等の対応を行うこととしています。

表 1-3-1 計画期間と数値目標の設定年度

年 度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
計 画 期 間	←—————→				●	---	---	---	---	→
数値目標等の設定年度					●					

2. 本県における廃棄物処理の状況

2-1 一般廃棄物（ごみ）

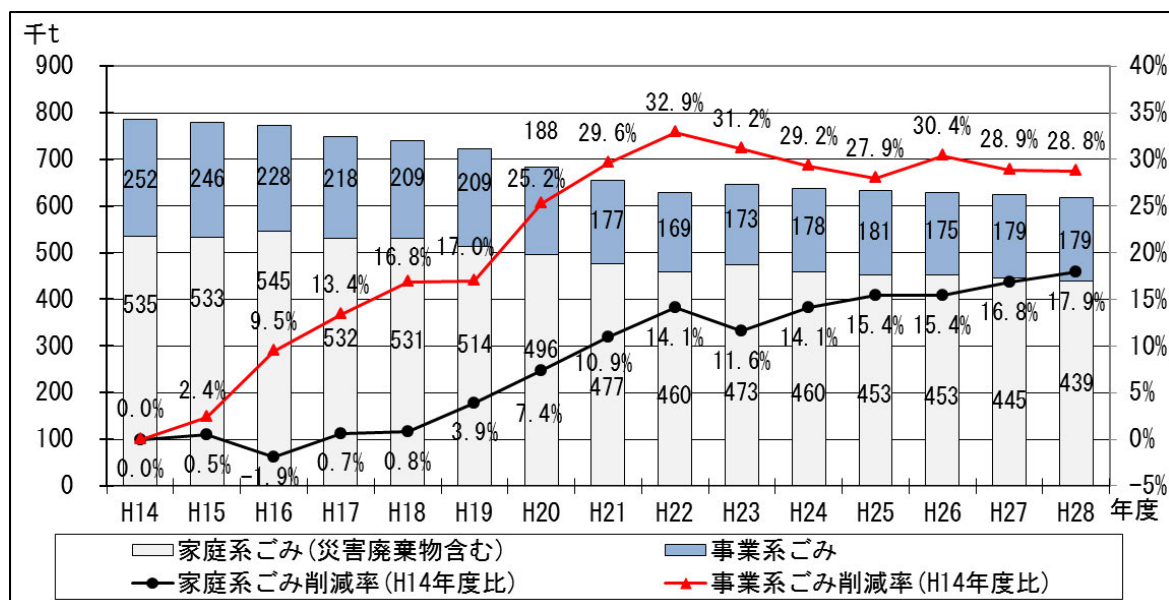
(1) 排出の状況

①ごみ排出量

平成 28 年度における県内のごみ排出量は約 618 千 t となっており、うち家庭から排出される家庭系ごみは、約 439 千 t（71%）、事業系ごみが約 179 千 t（29%）です。

県内のごみ排出量は、県民、事業者、NPO等団体、市町、県など多様な主体が連携した 3R の取組や、各種リサイクル制度の効果等により、着実に削減されてきましたが、平成 22 年度以降は横ばい傾向にあります。

家庭系ごみは、平成 22 年度以降に削減率の伸びが鈍化しているものの、着実に排出量の削減が進んできています。一方、事業系ごみは、平成 22 年度以降、排出量・削減率ともに横ばい傾向にあります。



(注 1) 災害廃棄物量は、家庭系ごみに含まれています。

(注 2) ごみの総排出量には、民間で回収されたごみや資源の量は含まれていません。

図 2-1-1 ごみの総排出量と削減率の推移（集団回収量除く）

1人1日あたりのごみ排出量は、平成14年度から平成22年度まで着実に減少してきましたが、近年は、削減が鈍化し、平成28年度は950g/人・日となっています。全国でもほぼ同様の傾向を示しており、三重県は全国値より若干高い値で推移しています。

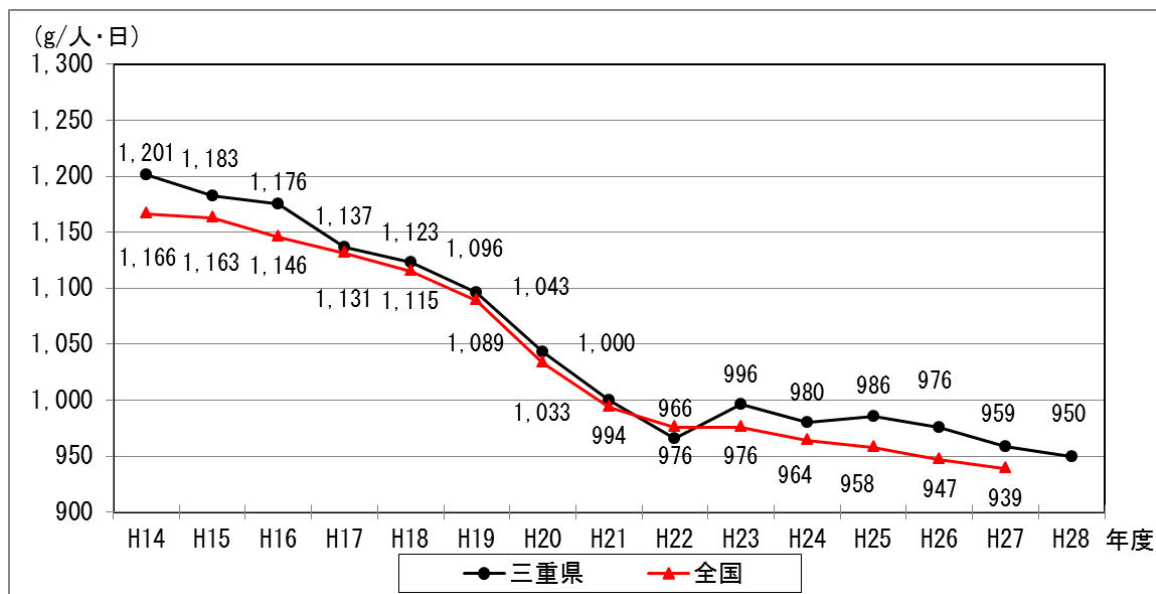


図 2-1-2 1人1日あたりのごみ排出量の推移

②ごみの種類別排出割合

ごみの種類別排出割合（平成28年度）は、可燃ごみ83.8%、不燃ごみ3.8%、資源ごみ9.9%、その他0.8%、粗大ごみ1.6%となっており、平成25年度実績と大きな変化はありません。

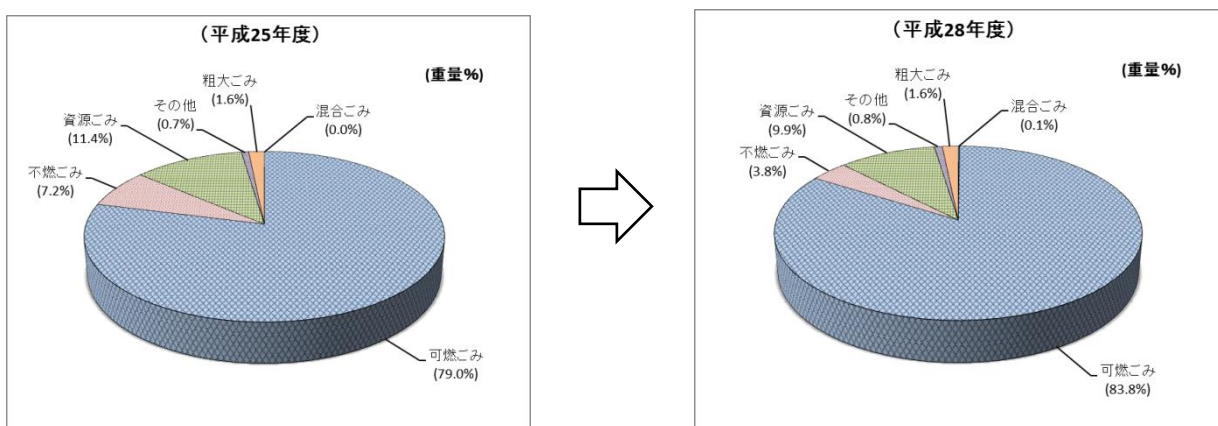


図 2-1-3 ごみの種類別排出状況

(2) 処理の状況

①ごみ処理状況

平成 28 年度の処理実績は、直接焼却が 439 千 t、ごみ固形燃料(RDF)化が 83 千 t、直接資源化が 30 千 t、直接埋立が 6 千 t などとなっています。

平成 14 年度以降、直接埋立量及び直接焼却量は減少傾向でしたが、直接焼却量については平成 23 年度から若干の増加傾向となっています。また、RDF 化される量は平成 14 年度以降大きく増加しましたが、近年は横ばい傾向にあります。

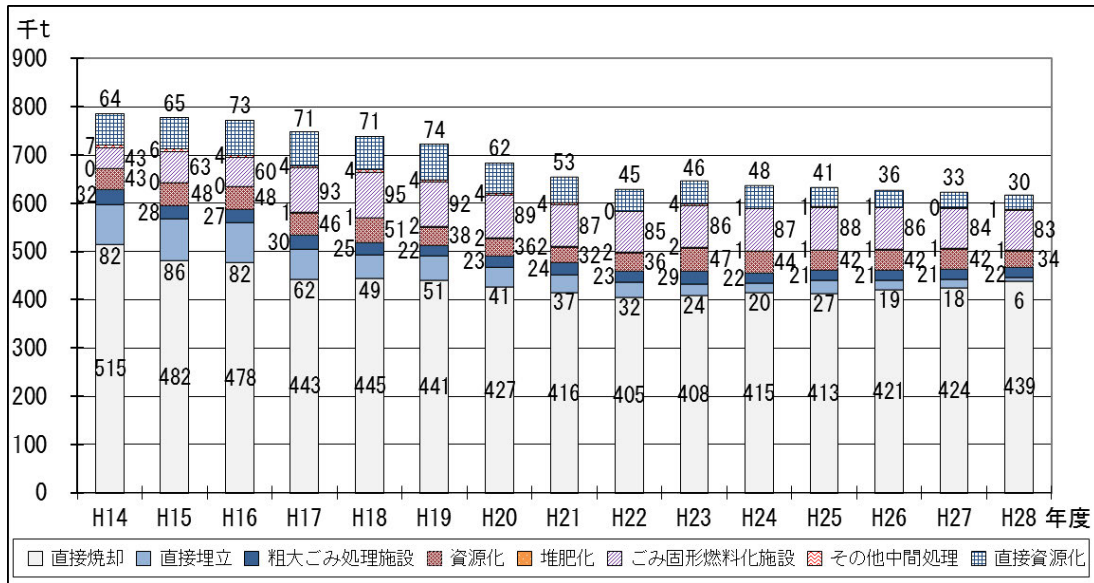


図 2-1-4 ごみの処理状況の推移

②資源化の状況

ごみの資源化率は、平成 14 年度に比べると大きく増加しており、これは、RDF 化や焼却灰の資源化等が進んだことによるものであり、平成 27 年度の資源化率は 28.5%と全国平均値 20.4%を大きく上回り、岡山県 30.3%、山口県 29.5%に次いで高い値となっています。

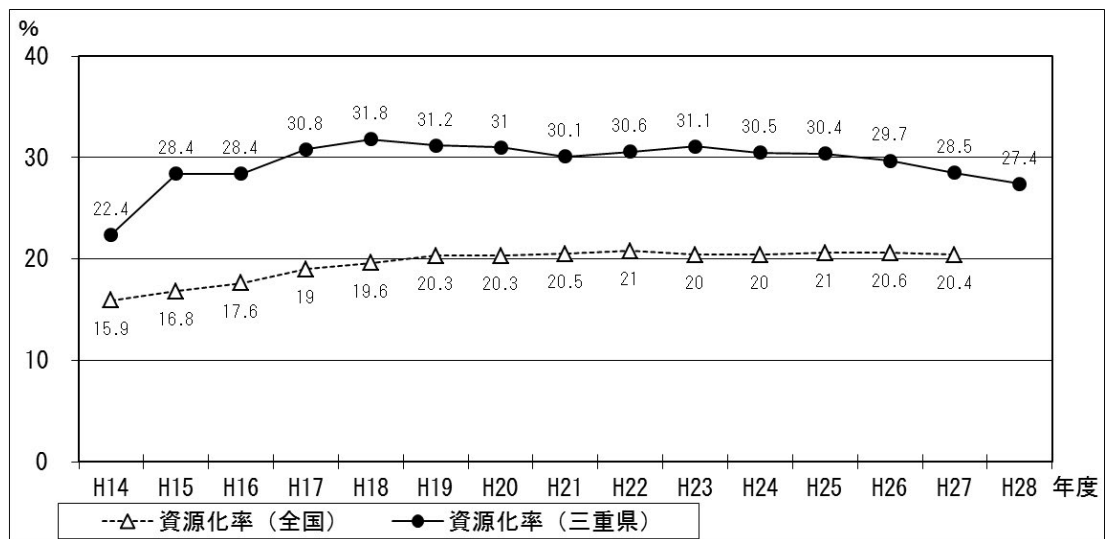


図 2-1-5 資源化率の推移

資源化量は、平成 18 年度まで増加傾向を示していましたが、平成 19 年度以降は減少傾向となっており、平成 28 年度は平成 14 年度とほぼ同じ 174 千 t となっています。

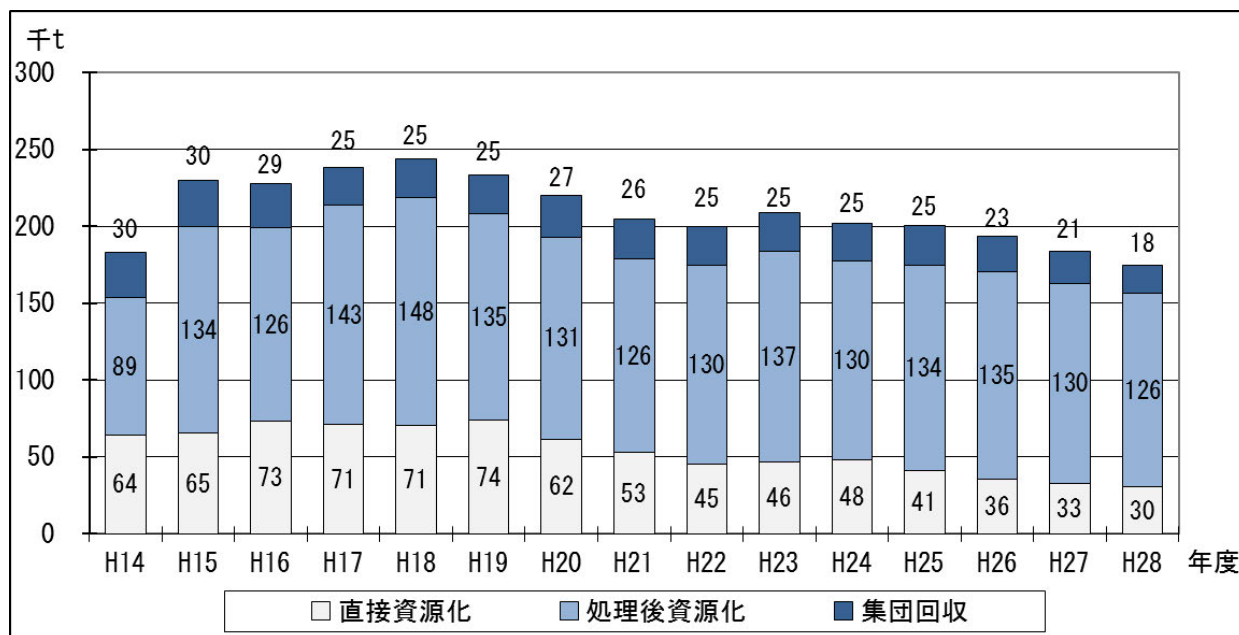
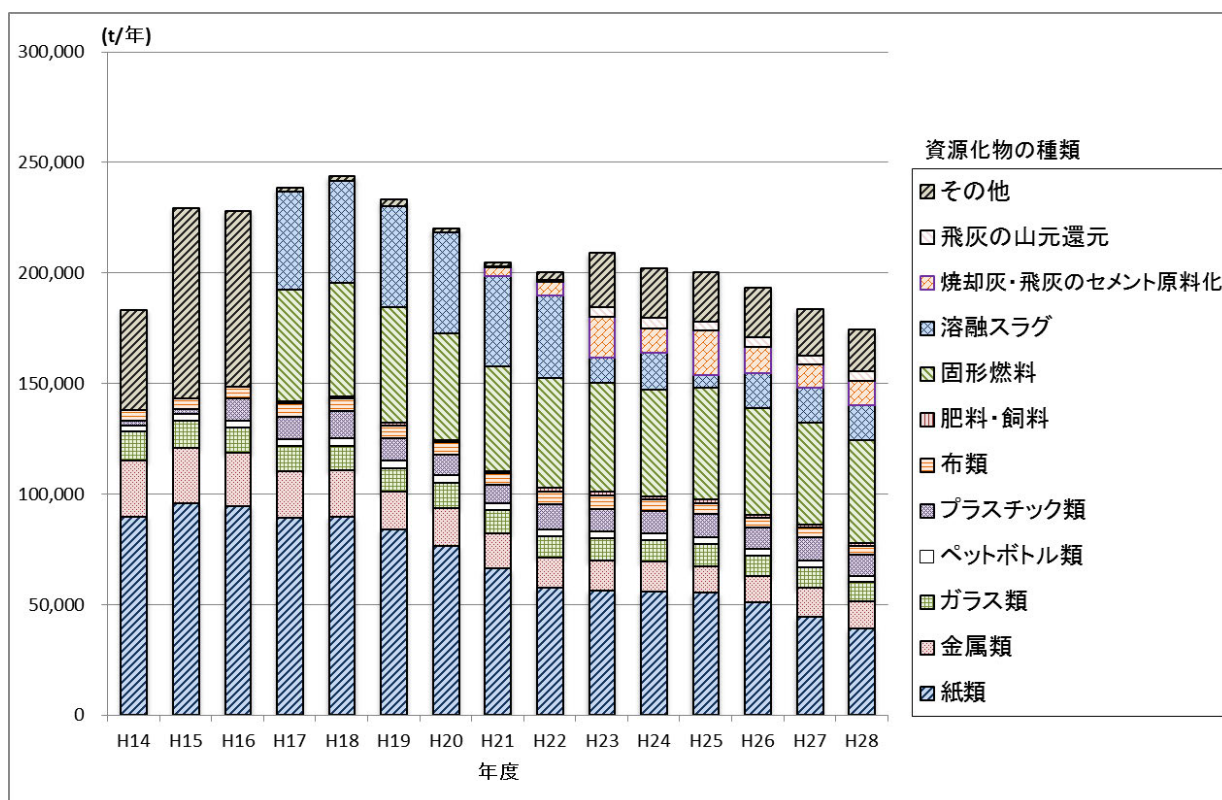


図 2-1-6 資源化量の推移



(注) 平成 16 年度以前の「その他」には、「固形燃料」及び「溶融スラグ」が含まれています。

図 2-1-7 種類別資源化量の推移

特に、直接資源化量の減少が続いており、この要因の一つとして、資源価格の高騰を背景にした小売店や再生事業者等による資源回収^(※)の活発化が考えられます。

これらの状況を把握するため、県内の小売店や古紙回収事業者へ資源回収量の調査を行ったところ、平成23年度の76千tに比べ平成26年度は110千tと大きく増加しています。

(※) ごみ排出量や資源化量等は、行政が収集・処理した量を集計しているため、事業者による資源回収量は含んでいません。

表 2-1-1 小売店や古紙回収事業者による資源回収量（推計）

	ペットボトル	食品トレイ	紙パック	古紙類	缶類	その他	計
H23	1,225t	530t	448t	73,371t	263t	24t	75,861t
H26	1,326t	204t	358t	107,729t	405t	108t	110,130t
増加率	8.2%	-61.5%	-20.1%	46.8%	54.0%	350%	45.2%

(注) ごみゼロ社会実現プランの進捗状況の第10回点検・評価（平成28年3月）、古紙回収業者及びスーパーマーケットを対象とした三重県調査による。

③最終処分状況

最終処分量は、平成28年度は約21千tであり、着実に減少し平成14年度の13.8%まで減少しています。その減少割合は全国値と比べると、高くなっています。この要因については、焼却灰の資源化、プラスチックなどの埋立ごみの減少によるものと考えられます。

なお、最終処分量約21千tのうち、直接埋立量が約6千t（29%）、焼却残さの埋立量が約8千t（38%）、その他の施設の処理残さの埋立量が約7千t（33%）となっています。

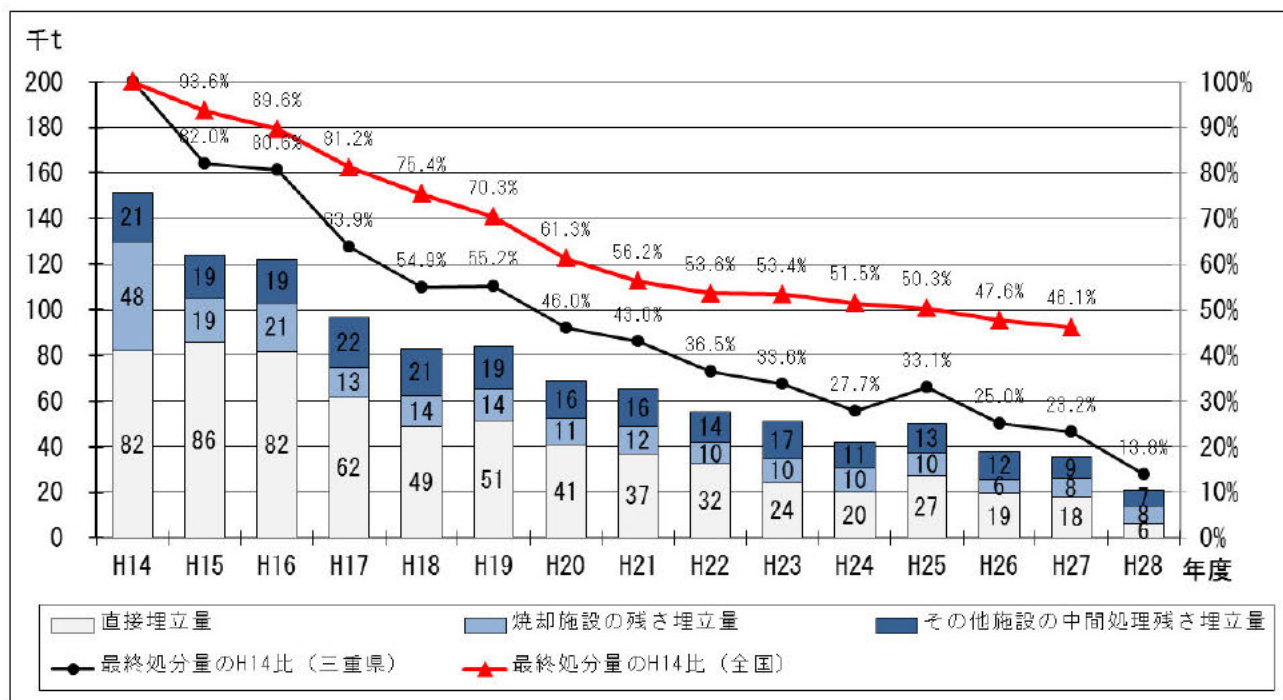


図 2-1-8 最終処分量の推移

(3) 処理施設の状況

市町及び一部事務組合等によるごみ処理施設の整備状況は、平成 28 年度末現在で焼却施設 17 施設、RDF 化施設 6 施設、粗大ごみ処理施設 10 施設、資源化を行う施設 28 施設及び最終処分場 30 施設となっています。

焼却施設については、市町村合併等により合併前の市町で設置されているものが徐々に廃止統合されつつあります。また、施設の更新に伴い焼却炉に高効率発電設備を導入する市町等が増加しており、分別方法を見直し、これまで埋立処分していた廃プラスチック等を可燃ごみとして焼却することによりエネルギー回収を進める市町等があります。

最終処分場については、平成 28 年度末現在の残余容量は 1,048,178 m³ であり、平成 28 年度の最終処分量から推計すると残余年数は約 7.6 年となっています。

表 2-1-2 処理施設の状況（平成 28 年度末時点）

施設の種類	施設数	処理能力
焼却施設	17	1,944 t/日
熱回収施設	10	474,258,947 MJ、19,950 kW
RDF 化施設	6	473 t/日
粗大ごみ処理施設	10	226.2 t/日
資源化施設	28	421.6 t/日
最終処分場	30	6,988,302 m ³ (残余容量 1,048,178 m ³)

(注 1) 市町及び一部事務組合等の施設数であり、民間施設は除きます。

(注 2) 平成 28 年度末において新設(建設中)、休止及び廃止の施設を除きます。

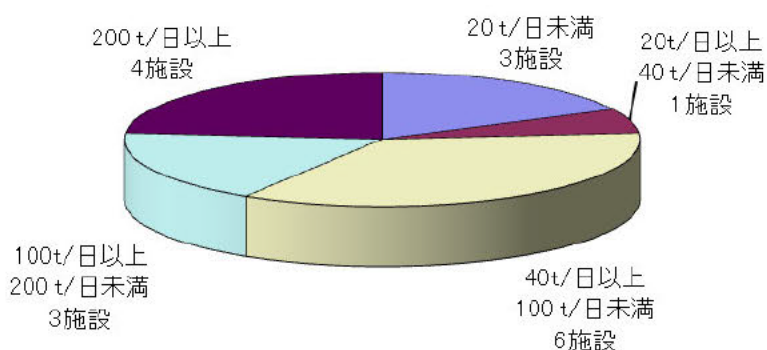


図 2-1-9 ごみ焼却施設の規模別状況（平成 28 年度末時点）

また、ごみの排出量は減少しているものの、処理・維持管理経費は横ばい傾向にあります。

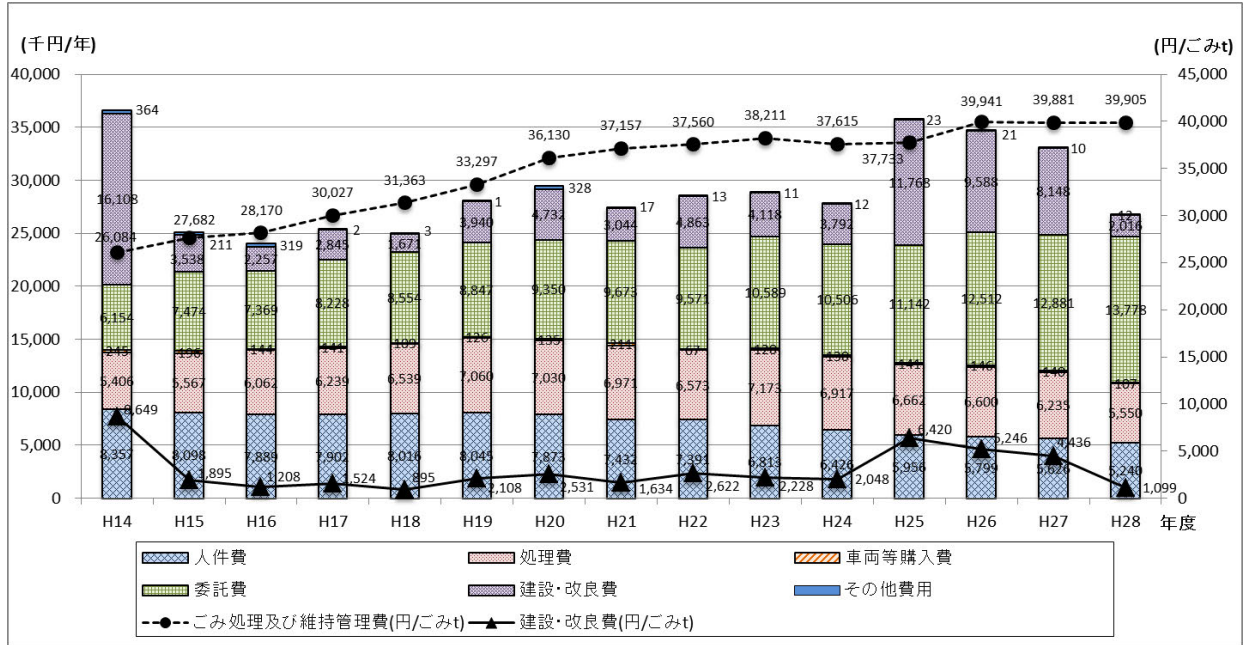


図 2-1-10 ごみ処理経費の状況

(4) 災害廃棄物の処理

①災害廃棄物の発生状況

平成 23 年 9 月の台風 12 号による紀伊半島大水害では、三重県南部を中心に長期間にわたって激しい雨がもたらされ、各地で浸水被害や土砂災害が発生しました。この災害により、熊野市、御浜町、紀宝町、大台町及び大紀町において、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて約 21 千トンの大量の災害廃棄物が発生しました。

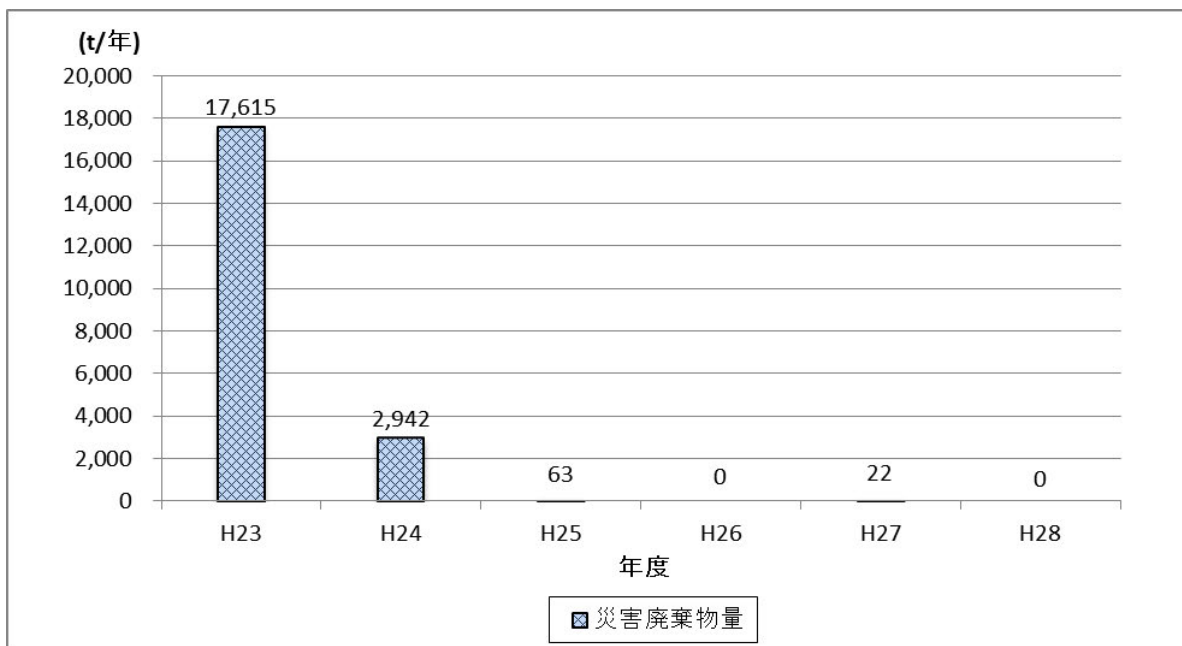


図 2-1-11 災害廃棄物の発生量の推移

②災害時の対応と体制整備の状況

平成 23 年 9 月の台風 12 号による紀伊半島大水害では、被災市町では処理を行うことが困難となったため、県内で初めて、各市町や関係団体と締結する各種応援協定に基づき広域的な対応が行われました。

近年、南海トラフ地震発生 of 緊迫性が高まっており、東日本大震災以上の地震や津波被害に備え、県においては、東日本大震災や紀伊半島大水害から得られた知見や国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、大規模災害時の廃棄物処理について、県の果たすべき役割と機能を取りまとめた三重県災害廃棄物処理計画を平成 27 年 3 月に策定しました。現在、各市町で大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備が進められており、平成 28 年度で 22 市町が整備済みとなっています。

2-2 産業廃棄物

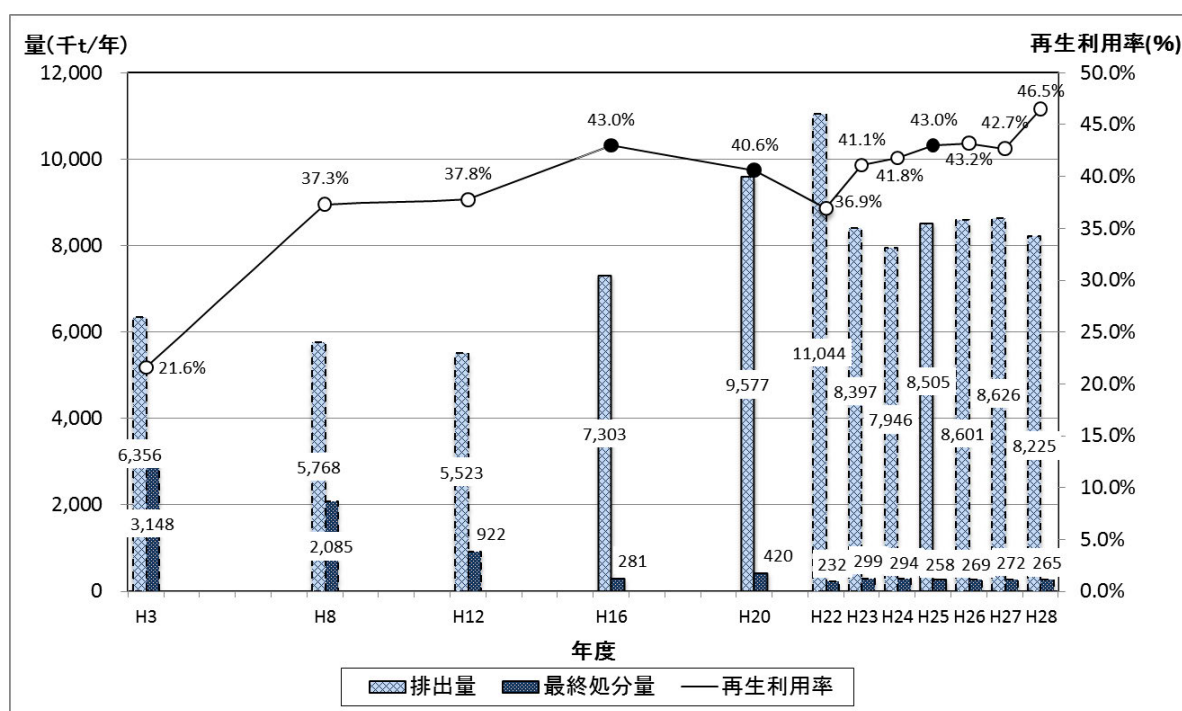
(1) 排出及び処理の状況

産業廃棄物の排出量は、平成 28 年度は 8,225 千 t であり、平成 25 年度の 8,505 千 t と比べて、ほぼ横ばいの状況です。

再生利用率は、平成 28 年度は 46.5% であり、平成 25 年度の 43.0% と比べて、増加しています。統計のある平成 3 年以降の推移によると大幅な増加が見られます。

最終処分量は、平成 28 年度は 265 千 t であり平成 25 年度の 269 千 t と比べて、ほぼ横ばいの状況です。平成 3 年以降の推移によると着実に削減が図られてきています。

産業廃棄物の 3R の推進により、再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されましたが、排出量は景気の動向もあり明確な削減傾向はみられない状況です。



(注) 平成 16 年度よりは農業及び鉱業の排出量等が把握できていないため、農業及び鉱業を推計した値となっています。

(注) 平成 16 年度以降、汚泥の排出段階を脱水前として統一したため、排出量が増加しています。

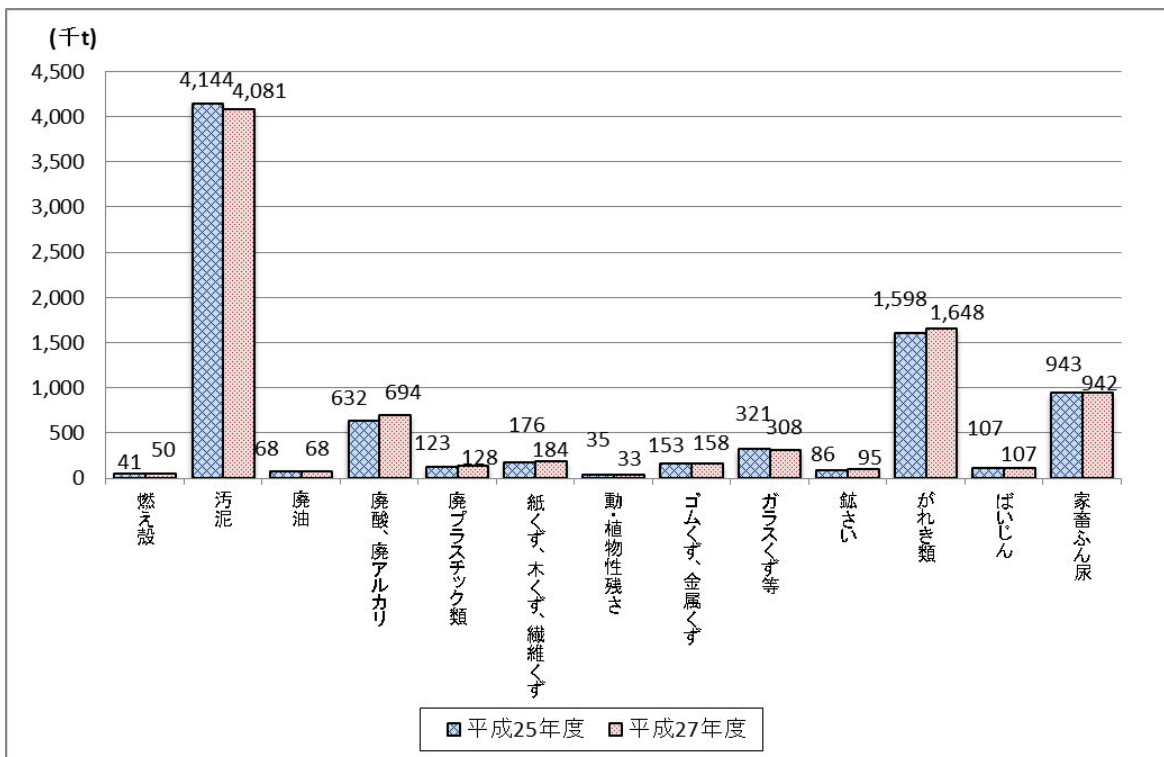
図 2-2-1 産業廃棄物排出量等の推移

(2) 平成 27 年度の処理の概要

① 排出量

平成 27 年度の産業廃棄物の排出量は 8,626 千 t となっており、種類別の排出量は、汚泥（脱水前）が 4,081 千 t（47%）と最も多く、次いで、がれき類 1,648 千 t（19%）、家畜ふん尿 942 千 t（11%）などとなっています。

業種別では、製造業が 3,497 千 t（41%）と最も多く、次いで、建設業 2,021 千 t（23%）、鉱業 1,233 千 t（14%）、農業・林業 942 千 t（11%）などとなっており、4つの業種で排出量の約 90%を占めています。



(注) 汚泥の排出量は、脱水前の状態の量としています。

図 2-2-3 産業廃棄物の種類別の排出量

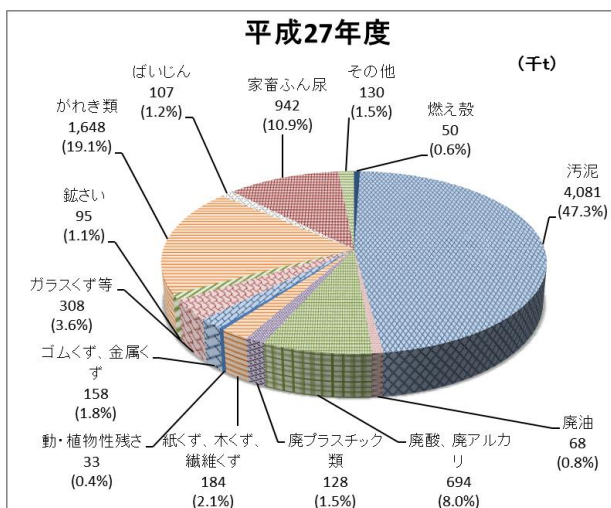


図 2-2-4 産業廃棄物の種類別の排出量

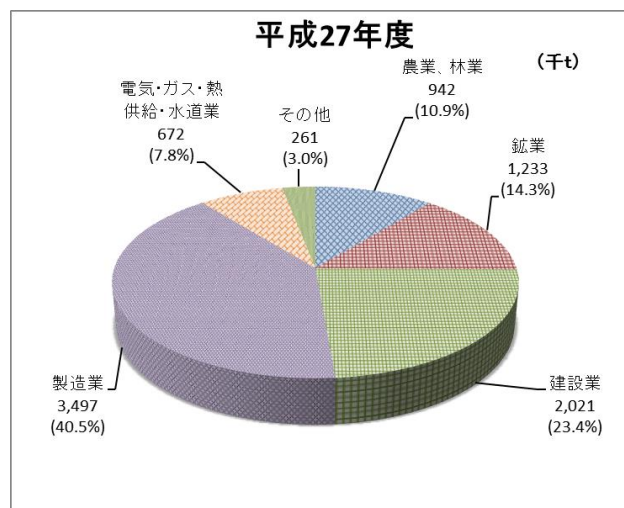


図 2-2-5 産業廃棄物の業種別の排出量

②再生利用量

平成 27 年度の産業廃棄物の再生利用量は 3,687 千 t で、種類別では、がれき類 1,481 千 t (40%) が最も多く、次いで、家畜ふん尿 904 千 t (25%)、汚泥 428 千 t (12%) などとなっています。

平成 27 年度の再生利用率（排出量に対する再生利用量の割合）は 42.7% で、種類別では、家畜ふん尿が 96.0% と高く、次いで、がれき類 89.9% などとなります。一方、汚泥が 10.5%、廃酸・廃アルカリが 10.1% と低くなっています。

業種別の再生利用量は、建設業が 1,720 千 t (47%) と最も多く、次いで、農業・林業 904 千 t (25%)、製造業 671 千 t (18%) などとなっています。

本県の産業廃棄物の再生利用率は、全国の再生利用率 53.2%（平成 27 年度速報値）と比較して低い水準であり、近年は、横ばいで推移しています。これは、本県の特徴として製造業から排出される再生利用が進みにくい産業廃棄物（汚泥、廃アルカリなど）の排出量の割合が高いことに起因しています。

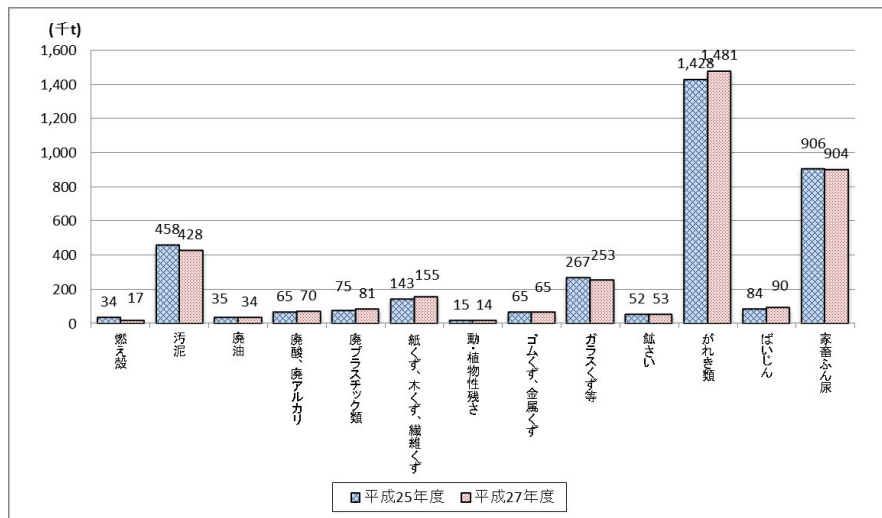


図 2-2-6 産業廃棄物の種類別の再生利用量

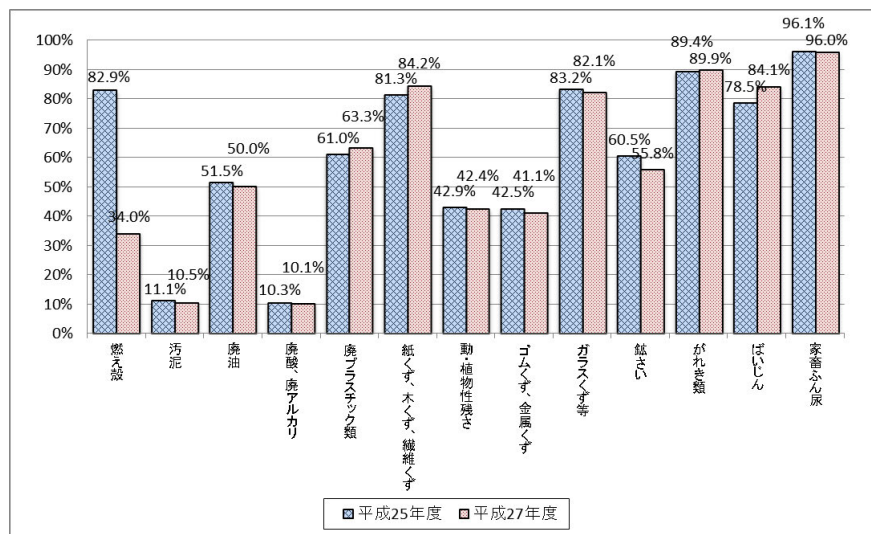


図 2-2-7 産業廃棄物の種類別の再生利用率

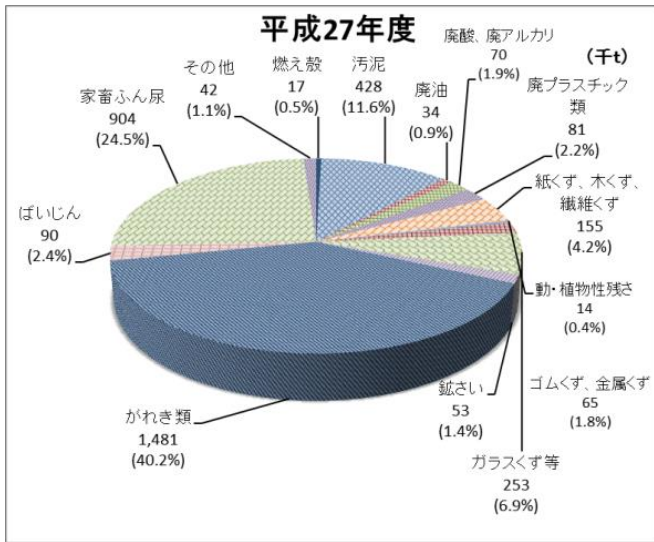


図 2-2-8 産業廃棄物の種類別の再生利用量

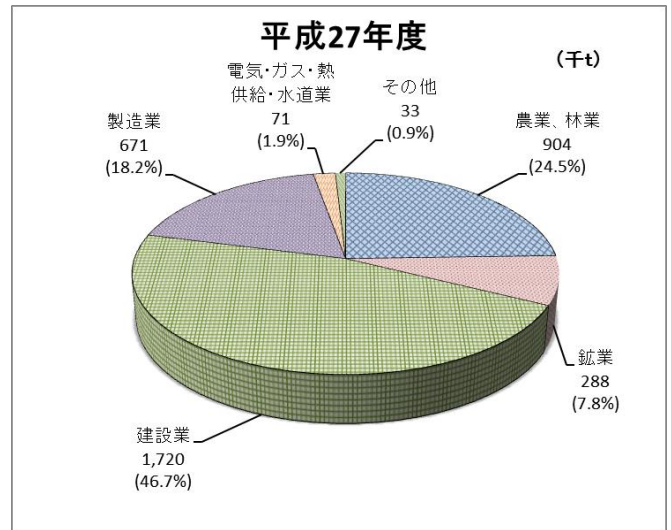
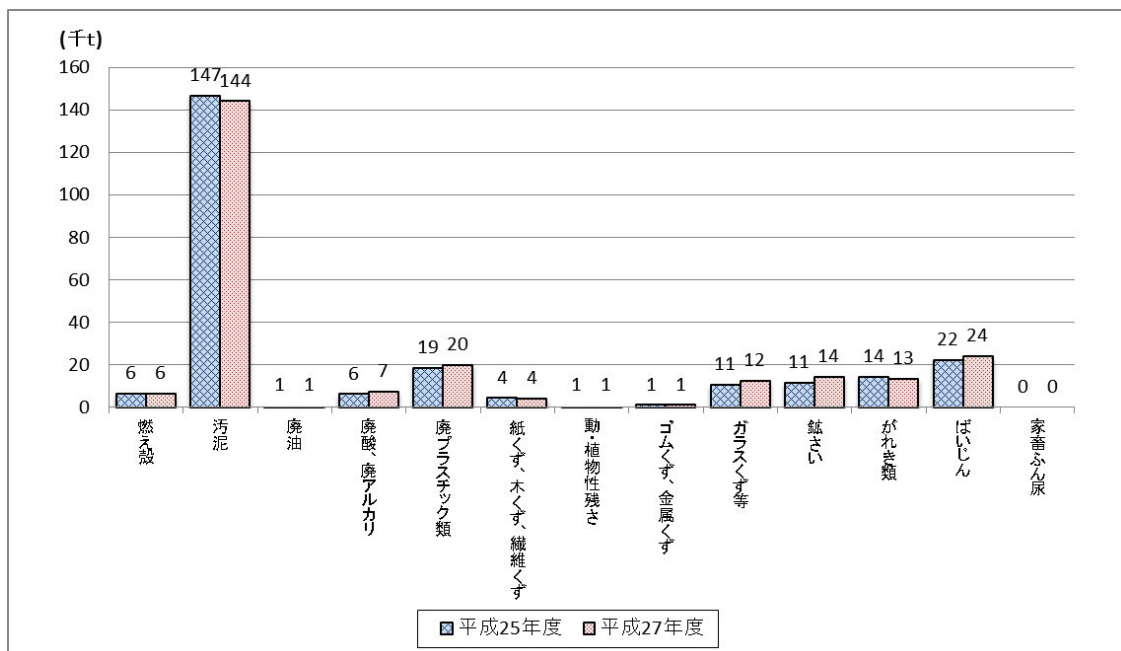


図 2-2-9 産業廃棄物の業種別の再生利用量

③最終処分量

平成 27 年度の産業廃棄物の最終処分量は 272 千 t で、種類別では、汚泥 144 千 t (53%) が最も多く、次いで、ばいじん 24 千 t (9%)、廃プラスチック類 20 千 t (7%) などとなっています。

また、業種別では、製造業が 215 千 t (79%) と最も多く、次いで、建設業 42 千 t (15%) となっています。



(注) 中間処理後残渣の埋立量も含まれます。

図 2-2-10 産業廃棄物の種類別の最終処分量

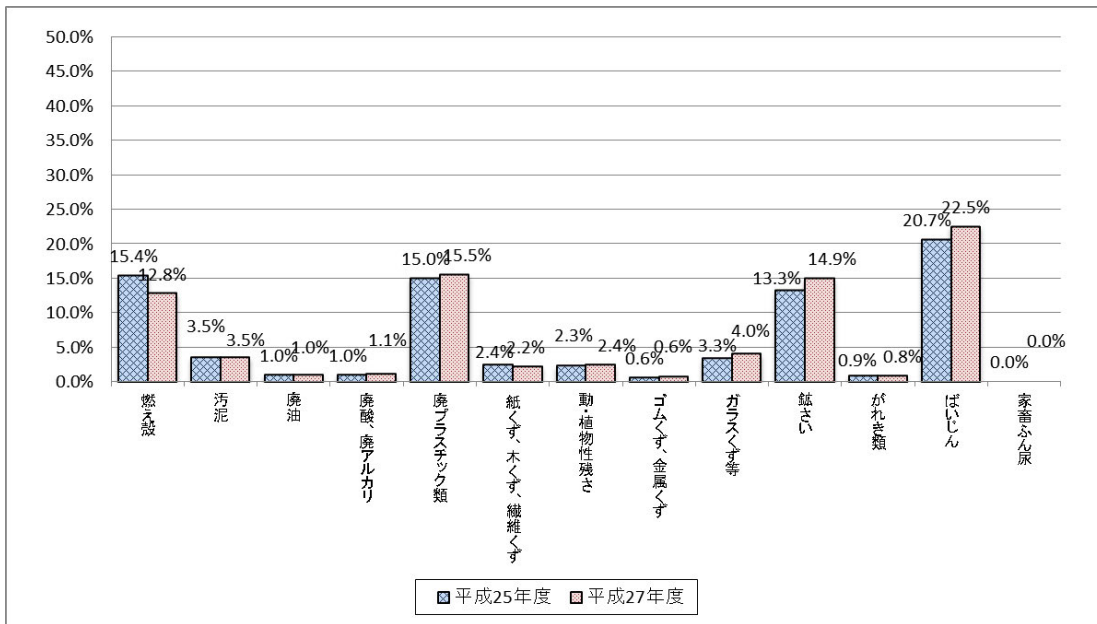


図 2-2-11 産業廃棄物の種類別の最終処分率

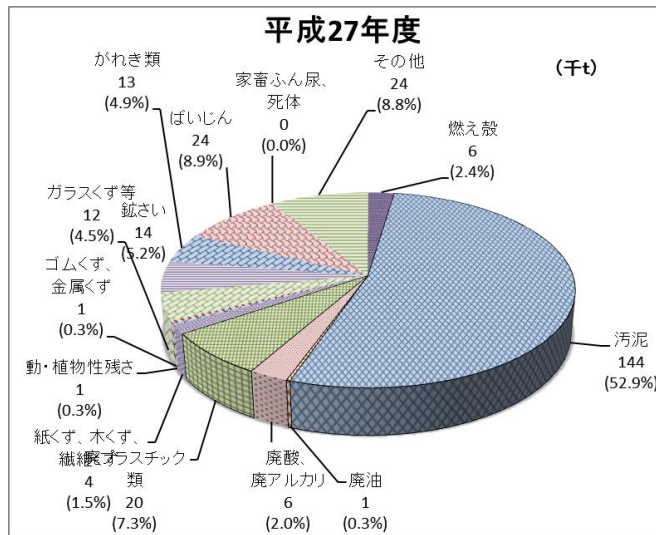


図 2-2-12 産業廃棄物の種類別の最終処分量

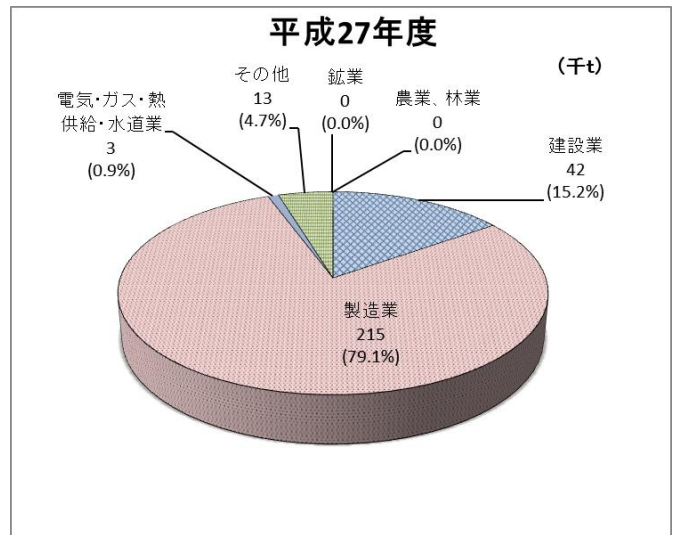


図 2-2-13 産業廃棄物の業種別の最終処分量

(3) 産業廃棄物処理施設の設置状況

産業廃棄物の中間処理施設は 524 施設あり、種類別では、木くず・がれき類の破碎施設が 218 施設（42%）、汚泥の脱水施設が 141 施設（27%）を占めています。

最終処分場は、安定型最終処分場 14 施設、管理型最終処分場 10 施設の合計 24 施設が設置されています。平成 27 年度末現在の残余容量は 531.5 万 m³（安定型：27.4 万 m³、管理型：504.1 万 m³）となり、残余年数は安定型約 67.4 年、管理型約 9.2 年となっています。

表 2-2-1 種類別設置状況（平成 27 年度末）

施設	種類	設置数	能力	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	141 (27%)	20,923 m ³ /日	
	汚泥の乾燥施設	12 (2%)	2,439 m ³ /日	
	廃油の油水分離施設	4 (1%)	114 m ³ /日	
	廃酸・廃アルカリの中和施設	2 (0%)	384 m ³ /日	
	破碎施設	廃プラスチック類の破碎施設	74 (14%)	4,663 t/日
		木くず・がれき類の破碎施設	218 (42%)	84,293 t/日
		小計	292 (56%)	88,956 t/日
	アスベスト等溶融施設	1 (0%)	4.8 t/日	
	焼却施設	汚泥の焼却施設	18 (3%)	2,226 m ³ /日
		廃油の焼却施設	17 (3%)	709 m ³ /日
		廃プラスチック類の焼却施設	17 (3%)	766 t/日
		その他産廃の焼却施設	20 (4%)	3,405 t/日
		小計	72 (14%)	—
計		524	—	
最終処分場	安定型最終処分場	14 (58%)	2,929,463 m ³ (残余容量：274,213 m ³)	
	管理型最終処分場	10 (42%)	9,856,956 m ³ (残余容量：5,040,805 m ³)	
	計	24	12,786,419 m ³ (残余容量：5,315,018 m ³)	

(注 1) 中間処理施設については稼働中の施設数、最終処分場については設置許可を有し、埋立終了届出又は廃止をしていない処分場の数。

(注 2) 設置数は、複数の機能を持つ施設について、それぞれの項目で計上した延べ数。

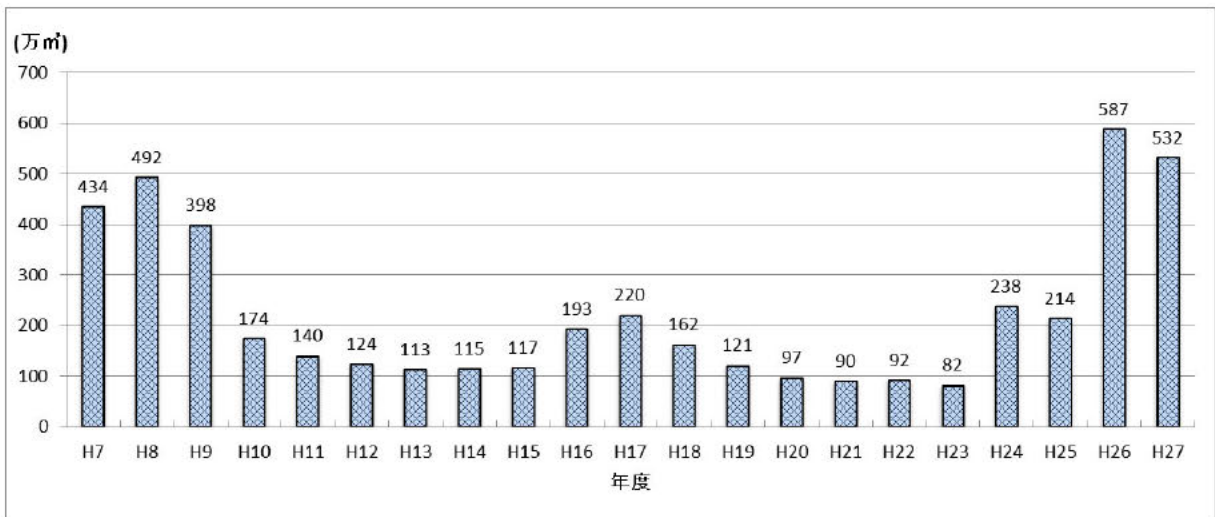


図 2-2-14 最終処分場の残余容量の推移

(4) 産業廃棄物の監視・指導状況について

不法投棄の発生件数・発生量については、これまで横ばい傾向にありましたが、近年は増加傾向にあり、行為者が不明な不法投棄や、再生資材と称した廃棄物の不適正利用等の悪質かつ巧妙な事案が散見されます。

そのため、廃棄物処理法に違反している事業者等にする行政処分を視野に入れた指導や悪質な違反者に対する速やかな行政処分、警察や関連機関との連携などにより、事態の早期是正や悪化の防止を図っています。

これらの取り組みの結果、行為者が特定できた事案に対しては、すべて撤去等の改善に向けた作業に着手させています。

表 2-2-2 監視指導状況の推移

(単位：件)

年度		H25	H26	H27	H28
延べ監視件数		5,465	5,083	4,654	3,710
行政指導・処分	指導件数	2,378	2,246	2,735	1,931
	文書発出数	227	163	205	269
	改善命令	3	0	3	0
	措置命令	0	0	0	0
	事業停止命令	3	3	3	15
	業許可取消	1	0	1	5
	施設使用停止命令	0	0	0	9
	施設許可取消	2	0	0	2
	告発	0	0	0	3

3. 三重県廃棄物処理計画の取組方向及び目標値

10年後のめざす姿

基本理念
○ 3Rや適正処理の一層の取組
○ 環境の保全と安全・安心の確保
○ 貴重な資源やエネルギー源としての一層の活用
○ 「協創」による地域循環の形成

10年後のめざすべき姿
天然資源の使用抑制 環境負荷の低減
<p>家庭 ものを大切にすることが浸透しています。</p> <p>事業者 長く使える環境に優しい良質な製品やサービスを提供するとともに、廃棄物の発生・排出を極力抑制し、排出された廃棄物を貴重な資源として最大限有効利用する意識と行動が浸透し、環境負荷が少なく安全・安心が確保された質の高い循環が行われています。</p> <p>廃棄物処理の現場 県内の全ての地域で、環境負荷が低減され安全・安心が確保された質の高い循環を行うための体制が整備されています。</p> <p>大規模災害への備え 東日本大震災や紀伊半島大水害等の経験や教訓を生かし、南海トラフ地震等の大規模災害に備えて災害廃棄物処理が行われるための体制が整備されています。</p>

5年間の取組方向 (平成28年度から平成32年度)

ごみゼロ社会の実現	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)	施策
ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用品は、循環の質に着目し、資源やエネルギー源として地域で最大限有効活用されることをめざします。	1人1日あたりのごみ排出量※	986g/人日	936g/人日	発生・排出抑制の促進 多様な主体と「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」の定着等に取り組み、家庭系ごみと事業系ごみの減量化を進めます。
	資源化率	30.4%	33.3%	循環的利用(リサイクル)の促進 各種リサイクル法の促進に加え、枯渇資源の有効利用、地域内での循環など、質の高い循環の形成に向けた取組を促進します。
	最終処分量	50千t	30千t	未利用エネルギーの有効活用の促進 ごみの持つ未利用エネルギーの有効利用を促進します。
※災害廃棄物の量を除く				
産業廃棄物の3Rの推進	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)	施策
産業廃棄物の発生・排出が極力抑制され、排出された産業廃棄物は、貴重な資源やエネルギー源として、その性状や地域の特性に応じて一層有効活用されることをめざします。	排出量	8,505千t	7,920千t	発生・排出抑制の推進 排出事業者の自主的な取組や環境配慮設計された製品等の研究開発の推進、産業廃棄物税の活用等により産業廃棄物の発生・排出抑制を進めます。
	再生利用率	43.0%	43.6%	循環的利用の推進 認定リサイクル製品の利用推進や使用済製品の自主回収ルートの構築等の再生利用の取組を推進するとともに、再使用、未利用エネルギーの回収を促進します。
	最終処分量※	258千t	234千t	
※過去の不法投棄等不適正処理の是正に係る最終処分量を除く				
廃棄物処理の安全・安心の確保	目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)	施策
廃棄物の適正処理や不法投棄等不適正処理対策を推進するとともに、災害廃棄物の処理体制を整備することで、環境の保全と安全・安心な暮らしが確保されることをめざします。	電子マニフェストの活用率	34.1%	60.0%	廃棄物の適正処理と透明性の確保 電子マニフェストの活用、優良認定処理業者の育成、処理状況の公開等により、多様な主体と産業廃棄物の適正処理と透明性の確保に取り組みとともに、PCB廃棄物の早期処理を推進します。
	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	83.9% (H26実績)	100%	産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見 産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の未然防止と早期発見に向け、監視指導の強化に取り組み、不法投棄を許さない社会づくりを進めます。
	不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗率	25.0% (H26実績)	100%	産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進 過去に産業廃棄物が不適正処理された4事案(四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山)について、行政代執行により着実に環境修復を進めます。
	大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数	4市町	29市町	災害廃棄物の処理体制の整備 大規模災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するための体制を整備します。

重点課題		
計画期間内に特に注力すべき5つの個別課題に目標を設定し重点的に取組を進めます。		
1 使用済小型電子機器等の回収 枯渇性資源の有効活用の観点から使用済小型電子機器の再資源化の取組を促進します。		
目標項目	現状 (H26年度)	目標値 (H32年度)
使用済小型電子機器等の回収量	0.32kg/人年	1kg/人年
2 未利用エネルギーの有効活用 廃棄物のもつ未利用エネルギーの有効活用を進めます。		
目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)
ごみの未利用エネルギー回収量	1,147MJ/t	1,491MJ/t
3 優良認定処理業者の育成 廃棄物処理や財務状況について透明性が確保される優良認定処理業者について、育成と普及について取り組みます。		
目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)
優良認定処理業者の認定件数	216件	420件
4 PCB廃棄物の早期処理の推進 PCB廃棄物が早期に適正処理されるよう、事業者による処理を推進します。		
目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)
PCB廃棄物の適正処分率	37%	90%
5 産業廃棄物の不法投棄の早期発見・早期対応 不法投棄により生活環境への支障が生じないよう早期発見・早期対応に努めます。		
目標項目	現状 (H25年度)	目標値 (H32年度)
一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数	2件	0件

4. 取組の状況

※平成 29 年版成果レポート（平成 29 年 7 月）一部抜粋

4-1 平成 28 年度の取組概要と成果、残された課題

(1) ごみゼロ社会の実現

- 一般廃棄物について、県民の皆さん、事業者、行政等のさまざまな主体が連携した 3 R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により、排出量、最終処分量はともに削減され、資源化率についても全国と比べて高い水準を維持している状況にあります。引き続き、3 R の取組を一層推進するとともに、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や、食品廃棄物の削減、リサイクルに向けた取組などを促進する必要があります。
- RDF 焼却・発電事業について、関係市町のごみ処理が円滑に進むよう、安全で安定した運転の確保に努めるとともに、RDF 焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制構築に向けて、市町等が設置した委員会等に参画し技術的支援を実施しました。今後も、安全で安定した運転の確保に努めるとともに、関係市町等のごみ処理体制構築に向けた技術的支援等を実施していく必要があります。

(2) 産業廃棄物の 3 R の推進

- 産業廃棄物について、3 R の推進により再生利用率は向上しましたが、排出量や最終処分量は、事業活動による影響をうけ、明確な削減傾向は見られない状況です。今後、排出量や最終処分量の削減に向け、排出事業者の取組の促進や、枯渇性資源の循環利用、未利用エネルギーの有効活用などの推進が求められます。また、PCB 廃棄物の早期適正処理を促進する必要があります。

(3) 産業廃棄物の安全・安心の確保

- 災害廃棄物の処理について、発災後の迅速な復旧・復興につなげるため、市町等の人材育成や県が設置する二次仮置場の候補地リストの作成などを行いました。引き続き、南海トラフ地震等の大規模災害時においても、適正かつ円滑に災害廃棄物処理が行われる体制を早期に整備することが必要です。
- 排出事業者の処理責任の徹底に向け、電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進するとともに、優良認定取得の手引きを作成するなど、処理業者の育成・支援を行いました。引き続き、電子マニフェストや優良認定処理業者の活用を促進する必要があります。
- 産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理については、依然として後を絶たない状況です。今後、排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化や厳正な監視指導など、県民が安全・安心を実感できる取組が必要です。

○産業廃棄物が不適正処理された4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）について、恒久対策にかかる実施計画に基づき、引き続き工事を実施しました。産廃特措法の期限である平成34（2022）年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。

4-2 平成29年度の取組方向

(1) ごみゼロ社会の実現

○3Rや適正処理の取組を進め、安全・安心を確保しつつ、循環の質にも着目して、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や廃棄物の持つ未利用エネルギーの活用、食品ロスの削減、食品廃棄物の有効活用などの取組を促進します。

○RDF焼却・発電事業終了後の関係市町等のごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町等で設置した委員会等に参画し技術的支援等を実施していきます。

(2) 産業廃棄物の3Rの推進

○資源が最適な規模で循環利用される環境負荷の少ない地域づくりに向けて、事業者、廃棄物処理業者、研究機関、行政等のさまざまな主体との協創による、地域特性や資源の性状に応じた最適な規模の地域循環圏の形成に向けた取組を促進します。

(3) 廃棄物処理の安全・安心の確保

○大規模災害時に備え災害廃棄物の適正かつ円滑な処理が実施されるよう、国や近隣県、市町、民間事業者団体等との連携強化に取り組みます。また、災害廃棄物処理に精通した人材の育成や、市町等職員の災害対応力を高める取組を進めます。

○PCB廃棄物の早期適正処理を促進するため、PCB使用電気機器を保有している可能性のある事業所を対象に実態調査等を実施します。

○排出事業者の処理責任の徹底に向け、電子マニフェストの普及を促進するとともに、廃棄物の移動距離や廃棄物の種類等のマニフェスト情報を活用し、効率的・効果的な指導等を進めます。また、優良認定処理業者を育成するとともに、排出事業者の優良認定処理業者の活用を促進します。

○産業廃棄物の不適正処理の未然防止や早期発見・早期是正のため、厳正な監視指導を行うとともに、市町、県内自主活動団体等のさまざまな主体との連携を強化し不法投棄を許さない社会づくりを進めます。また、不適正処理された廃棄物の範囲や量の計測の効率化を図るため、ドローンを導入し、迅速な行政指導等に繋げます。

○産業廃棄物が不適正処理された4事案について、平成34年度までに対策を完了するよう、着実に工事を実施します。また、引き続き、排出事業者等への責任追及に取り組むとともに

に、原因者への費用求償を行っていきます。

5. 平成28年度当初予算

5-1 廃棄物の3Rと適正処理の推進

廃棄物の3Rと適正処理の推進

(予算額166,088千円)

環境生活部廃棄物対策局
廃棄物・リサイクル課 224-3310

3Rと地域循環圏形成の推進

「ごみゼロ社会」実現推進事業 (予算額 12,570千円)
(一部新) 地域循環高度化促進事業 (予算額 58,016千円)

廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を進めるとともに、地域で循環可能な資源を出来る限り地域内で循環する取組を進め、天然資源の使用抑制と環境負荷低減を図ります。

食品ロスの削減(新規)

食べられるのに捨てられている「食品ロス」の削減を図るため、「もったいない市」の開催や食べきり運動等の取組を進めます。



もったいない市
(規格外等の食品販売)

地域循環圏の形成

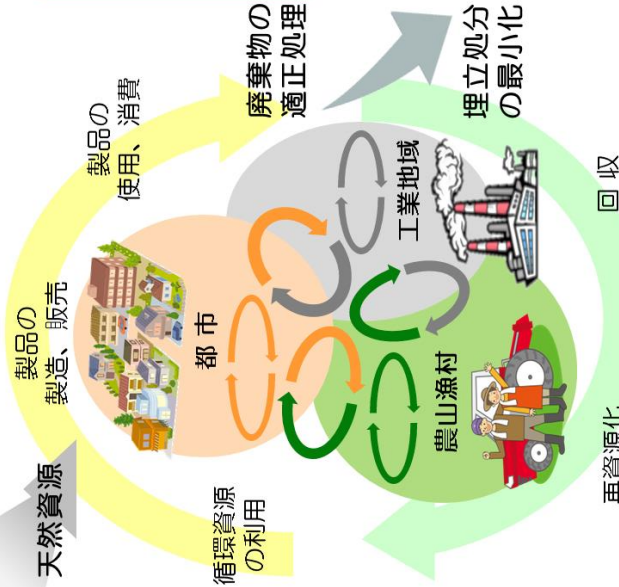
食品廃棄物、プラスチック類などの循環資源について、県内でより高度に利用するため、実現可能性調査等のモデル的な取組を行います。



食品廃棄物の畜産飼料化



プラスチックの循環利用



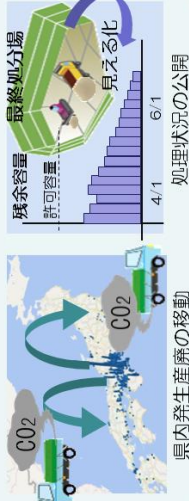
廃棄物適正処理の推進

産業廃棄物処理責任の徹底促進事業 (予算額 37,452千円)
(一部新) PCB廃棄物適正管理推進事業 (予算額 58,050千円)

産業廃棄物処理の透明性の向上、PCB廃棄物の早期処理、災害廃棄物対策など廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ります。

産業廃棄物処理の透明性の向上

産業廃棄物処理の環境負荷低減に向けた啓発と、処理業者における処理状況の透明性の向上を図ります。



PCB廃棄物の早期処理(新規)

処理期限までに確保かつ適正に処理されるよう、PCB廃棄物の保管実態を把握し、早期処理に向けた指導を行います。



PCB含有廃トランス

循環型社会の構築



産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と是正措置の推進 (予算額3,378,005千円)

環境生活部廃棄物対策局
 224-2388
 廃棄物監視・指導課
 224-2483
 廃棄物適正処理7のイクトラ-A

不法投棄を許さない社会づくりの推進

(一部新) 不法投棄等の未然防止・早期発見推進事業 (予算額 55,299千円)

県民、事業者、市町など多様な主体と連携し、不法投棄等の未然防止や早期発見を図り、不法投棄を許さない社会づくりを推進します。

ドローンの活用(新規)

不法投棄現場等の全体像を把握するため、ドローンを用いた測量システムを構築します。



多様な主体との連携

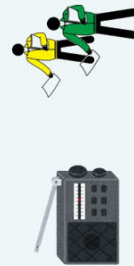
市町や事業者との協定や、監視パトロール活動等を実施している自治会への支援により、不法投棄等に対する幅広い監視体制を構築します。



協定締結式

啓発活動

全国ごみ不法投棄防止監視ウィーク及び環境月間を中心に、街頭やラジオ等による啓発活動を実施します。



監視カメラの活用等

不法投棄監視カメラ等の活用や、民間警備会社の巡回パトロール(委託)により、不法投棄等の未然防止を図ります。



行政代執行による環境修復

環境修復事業 (予算額 3,322,706千円)

生活環境保全上の支障等のある4事案について、産廃持法による国の支援を得て、引き続き環境修復を進めています。



四日市市内山事業 (整形覆土工事の様態)

四日市市大矢知・平津事業

(事業期間 H24~H34)
 廃棄物の飛散・流出防止等のため、覆土工事及び雨水排水対策を実施します。

【H29年度内容】

中溜池側及び西水路側の調整池・管理用道路の設置工事等を実施します。

桑名市源十郎新田事業

(事業期間 H25~H34)
 PCBやVOCを含む廃油の拡散防止を図りつつ、一部掘削を伴う廃油の回収・処理を実施します。

【H29年度内容】

引き続き、廃油回収処理を行うとともに、後期対策工事に向けた検討を進めます。

桑名市五反田事業

(事業期間 H13~H34)
 地下水の浄化措置を継続しつつ、1,4-ジオキサンの高濃度箇所の掘削・除去を実施します。

【H29年度内容】

引き続き、掘削・除去にかかる工事を進めるとともに、さらなる揚水浄化対策を推進します。

四日市市内山事業

(事業期間 H18~H31)
 霧状酸化剤注入対策を実施した後、雨水浸透防止等のため整形覆土工事を実施します。

【H29年度内容】

引き続き、整形覆土工事を進めます。



不法投棄のない安全・安心な社会



6. 三重県廃棄物処理計画の数値目標に係る実績

取組方向	数値目標	単位	H25	H26	H27	H28	H28			目標 (H32)	全国平均 (H27)	原因と背景
							想定目標	達成状況	進展度			
I ごみゼロ社会 の実現	1人1日当たりのごみ排出量 ※災害廃棄物の量を除く	g/人・日	986	976	959	950	965 以下	102%	A	936 以下	939 以下	多様な主体が連携した3Rの取組や各種リサイクル制度の効果等により、着実に削減されてきている。
	資源化率	%	30.4	29.7	28.5	27.4	31.6	87%	B	33.3	20.4	RDF化や焼却灰の資源化等により資源化率は全国平均と比較して高い状況にあるが、近年は小売店や再生事業者等による資源回収が活発化しており、市町等における資源化率は低下傾向にある。
	最終処分量 ※下段の数値はH14(151,386t)比	t	50,042 33.1%	37,776 25.0%	36,049 23.8%	20,963 13.8%	41,453 以下	198%	A+	30,000 以下	H14比 46.3%	焼却灰の骨材資源化、プラスチックの焼却溶融などにより埋立ごみは減少している。
II 産業廃棄物の 3Rの推進	排出量 ※下段の数値はH8(5,768千t)比	千t	8,505 147.5%	8,601 149.1%	8,626 149.5%	8,225 142.6%	8,254	100%	A	7,920	H8比 93.2%	景気の動向もあり明確な削減傾向はみられない状況である。平成28年度は、建設業からの排出量（主にがれき類）が増加したが、製造業からの排出量（主に汚泥）が減少したため、総排出量は減少した。
	再生利用率	%	43.0	43.2	42.7	46.5	43.0	108%	A	43.6	53.2 (速報値)	近年ほぼ横ばい傾向である。平成28年度は、主に再生利用率の高いがれき類の排出量が増加し、再生利用率の低い汚泥の排出量が減少したことにより向上した。
	最終処分量 ※下段の数値はH8(2,085千t)比	千t	258 12.4%	269 12.9%	273 13.1%	265 12.7%	248 以下	94%	B	234 以下	H8比 16.7%	着実に削減されてきましたが、近年は明確な削減傾向はみられない状況である。
III 廃棄物処理の 安全・安心の確保	電子マニフェストの活用率	%	34.1	43.0	49.5	55.5	50	111%	A	60	42.5	関係業界への働きかけや、平成24年度から実施している地域機関7箇所への環境技術指導員の配置による事業者への個別訪問、及び電子マニフェスト操作方法の取得を目的とした複数回の研修会を開催したことにより、着実に伸びている。
	不法投棄等不適正処理事案の改善着手率	%	-	83.9	100	100	100	100%	A	100	-	法に違反している事業者等に対する行政処分を視野に入れた指導や悪質な違反者に対する速やかな行政処分、警察や関連機関との連携などにより、事態の早期是正や悪化の防止を図ったことによる。
	不適正処理4事案に係る行政代執行による 是正措置の進捗状況	%	-	25.0	37.5	50.0	56.3	89%	B	100	-	目標達成できなかった1事案については、工事工程の一部見直しにより、平成28年度中に完了を予定していた工事の一部が完了せず、平成29年度の完了になったことによる。
	大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備 備市町数	市町	4 13.8%	6 20.7%	14 48.3%	22 75.9%	15	147%	A+	29	21%	市町災害廃棄物処理計画の策定の支援を行うため、県は平成26年3月に市町災害廃棄物処理対策マニュアルを策定するとともに、計画策定に係る研修会の開催等の支援を行い、計画策定市町数は着実に増加している。

取組方向	数値目標	単位	H25	H26	H27	H28	H28			目標 (H32)	全国平均 (H27)	原因と背景
							想定目標	達成状況	進展度			
重点課題	使用済小型電子機器等の回収量	kg/人	-	0.32	0.36	0.54 (速報値)	0.55	98%	B	1.0	0.53	市町における使用済小型家電機器の回収を促進するために、不用品回収業者指導等に係る研修会の実施や行政連絡会議等でのみならず、メダルプロジェクト等についての情報共有を実施したことにより、回収量は増加している。
	未利用エネルギー回収量	MJ/t	1,147	1,067	1,178	1,549	1,294	120%	A+	1,491	715	近年、鳥羽志勢広域連合、松阪市及び四日市市において、高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設が整備されたことにより、回収量は増加している。
	優良認定処理業者の認定件数	件	216	268	290	312	303	103%	A	420	63.1	優良認定取得のための手引きの作成や（一社）三重県産業廃棄物協会の連携による相談窓口の開設等、取得しやすい環境を整備したことにより、認定件数は増加している。
	PCB廃棄物の適正処分率	%	37	45.3	豊田:59.7 北九:14.8	豊田:64.3 北九:29.7	60 30	107% 99%	A B	90	-	掘り起こし調査や立入調査等により、PCB使用製品やPCB廃棄物を把握し、JESCOでの早期適正処理等の指導を行ったが、北九州での受入れが平成27年度からとなったため、遅れが生じている。
	一定規模(100t)以上の不法投棄の発生件数	件	2	1	5	3	0	-	D	0	-	警察及び市町等と連携することで、新たな不法投棄等の発見に繋がった。新規事案は、すべて建築物の解体廃棄物の不法投棄であり、林の中や事業所内等の容易に見えてくる場所ではなかったことから大規模化に繋がったと推測される。

※平成28年度の数値はデータの精査により一部変動する可能性があります。

※優良認定処理業者の認定件数における全国平均は、都道府県（政令市を除く）及び政令市の平均とし、産廃情報ネットの公開情報を引用しています。

(参考) 進展度の判断基準及び目標達成状況の算出方法

1 進展度の判断基準

施策等の進展度を分かりやすくお示しするために、次の表を目安とし、目標達成状況をもとに進展度をA⁺～Dで判断しています。

進展度	適用	目標達成状況
A ⁺ . より進んだ		115%以上
A. 進んだ		115%未満 100%以上
B. ある程度進んだ		100%未満 85%以上
C. あまり進まなかった		85%未満 70%以上
D. 進まなかった		70%未満

2 目標達成状況の算出方法

平成 28 年度の実績値を平成 28 年度の目標値で割って算出しています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 28 年度実績値}}{\text{平成 28 年度想定目標値}} \times 100$$

目標項目が減少をめざすものである場合には、分子・分母を逆とし、目標値を実績値で割っています。

$$\text{目標達成状況} = \frac{\text{平成 28 年度想定目標値}}{\text{平成 28 年度実績値}} \times 100$$

(減少をめざす項目)

7. 三重県廃棄物施策推進会議における評価（案）

取組方向Ⅰ「ごみゼロ社会の実現」

様々な主体が連携した3Rの取組により、排出量および最終処分量は着実に削減され、資源化率についても全国平均と比べると高い水準を維持している状況にあります。一人あたりのごみ排出量は全国平均よりも高くなっていることから、食品廃棄物の削減など、循環の質にも着目して、社会や経済の動向を踏まえながら様々な主体と連携し、3Rの取組を促進していく必要があります。

RDF焼却・発電事業については、事業終了後の関係市町等において、資源化やエネルギー回収につながる安定的なごみ処理体制が確実に構築されるよう、市町等が設置した検討会議に参画し、助言を行う等の支援を実施していく必要があります。

取組方向Ⅱ「産業廃棄物の3Rの推進」

長期的には再生利用率は向上し、最終処分量は着実に削減されましたが、排出量については、景気の動向もあり明確な削減傾向は見られない状況です。また、近年は最終処分量も横ばい傾向にあることから、今後も排出量や最終処分量の削減等に向け、再生利用が進みにくい産業廃棄物について、排出事業者の自主的な取組や必要な研究開発の推進等が一層求められるとともに、廃プラスチック等の資源の地域循環を形成させるような取組が必要です。

取組方向Ⅲ「廃棄物処理の安全・安心の確保」

電子マニフェストの活用率は着実に向上していますが、廃棄物処理法改正により電子マニフェストの使用が義務付けられた事業者や活用率の低い業種などに対する取組が必要です。

関係団体等との連携強化やドローンの活用等により不適正処理事案の早期発見・早期是正を図るとともに、廃棄物処理法に違反している事業者等に対しては、引き続き厳正な監視指導が必要です。

不適正処理4事案に係る行政代執行による是正措置の進捗状況については、産廃特措法の期限である平成34年度までに対策を完了するよう、着実に工事を進めていく必要があります。

大規模災害に備えた災害廃棄物処理体制整備市町数は増加しており、着実に取組が進んでいますが、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、引き続き市町等や事業者に対する研修や図上演習等を通じ、計画の実効性を高めるための取組の実施が望まれます。

取組方向 「重点課題」

使用済小型電子機器等の回収量については、着実に年々増加していますが、廃棄物処理法改正に伴う有害使用済機器の保管事業者等に対する指導を含め、目標達成に向けた継続した取組

の実施が望まれます。

未利用エネルギー回収量については、既に平成 32 年度目標が達成されていますが、引き続き回収量の増加に向けた取組が必要です。

優良認定処理業者の認定件数については、事業者や関係団体と連携したセミナーの開催や認定手続説明会の開催等により全国平均に比べ高くなっていますが、県外業者の認定割合に比べ県内業者の割合が低いことから、（一社）三重県産業廃棄物協会とも連携しながら県内優良認定業者の育成を図る等、目標達成に向けた継続した取組が必要です。

P C B 廃棄物の適正処分率については、P C B 処理事業所（J E S C O 北九州）の受入体制の遅れもあり、安定器等の処分率が低くなっていることから、P C B 廃棄物の処分期間内の処理に向け、継続してP C B 廃棄物保管事業者等への指導が必要です。

一定規模（100 t）以上の不法投棄の発生件数については、県民や事業者等の協力も得ながら不法投棄の早期発見、早期是正を行うことにより、目標（0 件）達成を目指す必要があります。

<総括>

一般廃棄物の排出量や最終処分量については3 Rの取組により削減されている一方、産業廃棄物については平成28年度の一時的な減少が見られるものの、景気により影響を受けることから、明確な削減傾向はみられません。

このため、排出事業者への個別訪問により3 Rの自主的な削減取組を促すとともに、枯渇性資源の循環利用のための使用済小型電子機器等の回収や、食品廃棄物の削減、高効率な地域循環などの循環の質にも着目した取組を進める必要があります。

また、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理については依然として後を絶たない状況であることから、今後も排出事業者責任の徹底、処理状況の透明化、厳正な監視指導など、県民が安全・安心を実感できる取組が必要です。